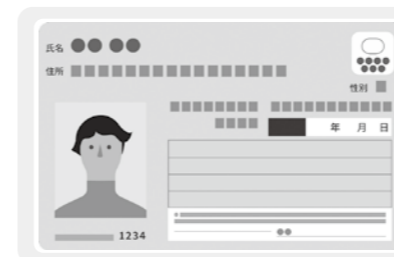


# 7月 末

## 国民健康保険が後期高齢者医療制度に加入しているかたへ までに資格情報のお知らせまたは資格確認書を郵送します

問い合わせ 市保険年金医療課 国民健康保険に関すること ☎0940・43・8127、後期高齢者医療に関すること ☎0940・43・8128



### マイナ保険証をご利用ください!!

マイナ保険証を利用することで、受診や処方された薬の履歴から、よりよい医療が受けられる可能性があります。また、市役所の窓口で手続をすることなく、高額療養費の限度額の適用が受けられます。

国民健康保険に加入している人	マイナ保険証を持っている人	資格情報のお知らせを郵送します マイナ保険証を医療機関窓口で提示してください。 ※「資格情報のお知らせ」の提示のみでは受診できません	※世帯主宛てにお届けします。なお、両方が届く世帯は、2つのお届け物が同封できないため同時には届きません
	マイナ保険証を持っていない人	資格確認書を郵送します ※うす緑色の名刺サイズ 資格確認書を医療機関の窓口で提示して受診してください。	
<b>限度額認定証について</b>			
<p>マイナ保険証で受診する場合は、窓口での負担は限度額までとなります。限度額認定証や限度額適用・標準負担額認定証は原則として必要ありません。マイナ保険証を持っていない場合は、必要な人は市保険年金医療課まで毎年申請してください。</p> <p>マイナ保険証の有無に関わらず、住民税非課税世帯または低所得者Ⅱの区分の人で、過去12カ月以内で90日を超える長期入院該当の場合は、申請することで食事代の標準負担額が減額されます(申請日の翌月1日から適用)。</p>			

後期高齢者医療制度に加入している人	84歳以下の人	マイナ保険証を普段から医療機関で利用している人	資格情報のお知らせを郵送します ※A4用紙 マイナ保険証を医療機関窓口で提示してください。 ※「資格情報のお知らせ」の提示のみでは受診できません
	85歳以上の人	マイナ保険証を普段から医療機関で利用していない人	資格確認書を郵送します ※桃色 マイナ保険証を普段から利用していない人とは、①過去1年間でマイナ保険証の6回以上の利用歴がないかつ、②概ね直近3カ月以内にマイナ保険証の利用歴がない人です。 ※資格確認書を医療機関の窓口で提示して受診してください
		負担区分が「区分Ⅱ」の人で、過去12カ月以内の入院期間が通算90日を超えた場合	資格確認書を郵送します ※桃色 現在持っている資格確認書に負担区分が併記されていれば、新しく交付される資格確認書にも併記されます。

### 後期高齢者医療制度 対象の皆さんへ

問い合わせ 市保険年金医療課 ☎0940・43・8128  
県後期高齢者医療広域連合 ☎092・651・3111

医療保険料額決定通知書を送ります

7月中旬以降に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送ります。届いたら、必ず自分の保険料を確認してください。子ども・子育て支援法の改正によって、令和8年度から後期高齢者医療保険料の中に従来の医療保険料分(以下、医療分)に加え、子ども・子育て支援金分(以下、子ども分)が含まれることになりました。「医療分」「子ども分」の額は被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額などに応じて負担する「所得割額」の合計です。

年3回、医療費通知を発送いたします

健康や医療に対する認識を深めてもらうため、年3回、医療費通知を発行しています。通知の発送時期は、7月末(前年の12月～3月診療分)、11月末(4月～7月診療分)、2月中旬(8月～11月診療分)です。なお、通知作成日時時点で亡くなっている人の通知は発送されません。通知が必要な場合は、再発行の手続きをすることで、相続人代表者に発行できます。

資格確認書の送付対象者が変わります

令和8年8月1日時点で85歳以上の人もしくは84歳以下でマイナ保険証を普段から利用している人には、資格確認書を送付せず「資格情報のお知らせ」を送付します。医療機関などではこれまで通りマイナ保険証を窓口に表示してください。

### 国民年金のアレコレ

国民年金に関する大切な情報をギュギュッとまとめました!!

問い合わせ 東福岡年金事務所 ☎092・651・7967

7月1日(水)受付開始! 保険料免除・猶予申請制度は便利なオンライン申請を

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請によって認められると、保険料が全額または一部免除されます。納付猶予制度もあります。また、申請の多くがオンラインです。窓口での待ち時間がなく大変便利です。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

受付開始日 7月1日(水) ※令和8年度分  
持参物 ①マイナンバーが確認できるものまたは年金手帳 ②運転免許証などの顔写真付き本人確認書類 ③失業を理由に申請する場合は失業を確認できる雇用保険受給資格者証

### 20歳～60歳まで40年間 付加保険料を納めた場合

40年間の付加保険料 納付額	192,000円 (400円×12カ月×40年)
加算して受給できる 年金額	96,000円(年額) (200円×12カ月×40年)

つまり... 受給期間が2年を超えれば、納付した保険料以上の金額を受給できる

や雇用保険被保険者離職票などの書類

国民年金付加保険料で 年金額の増額を

国民年金の一般保険料に加えて月々400円の付加保険料を納めると、受給する年金額を増やすことができます。詳しくは左の図をご覧ください。なお、付加保険料は申し出をした月分から支払いが発生し、さかのぼって加入できません。また、国民年金基金との併用はできません。対象 保険料の免除や猶予を受けている人を除く国民年金の第1号被保険者、65歳以上を除く任意加入被保険者

年金出張相談のお知らせ

希望する場合は預貯金通帳とその届出印が必要です

東福岡年金事務所では、年金事務所での年金相談の他、ふくとびあでの出張相談も行っています。年金の受給に関する相談や、年金請求書の提出ができます。全て予約が必要で、内容によっては相談を受けることができない場合がありますので、予約の際にご確認ください。

日時 毎週水曜日の午前9時30分～正午、午後1時～午後4時 ※祝日および12月29日～1月3日は除く

場所 ふくとびあ

受け付け 東福岡年金事務所 ☎092・651・7967

※音声ガイダンスが流れますので「1」の後に「2」を押してください